

令和元年10月11日

産業厚生委員会記録

阿久根市議会

1. 日 時 令和元年10月11日(金) 10時03分開会
14時33分散会
2. 場 所 第2委員会室
3. 出席委員 岩崎健二委員長、濱門明典副委員長、
川上洋一委員、中面幸人委員、木下孝行委員、
山田勝委員、仮屋園一徳委員
4. 事務局職員 次長兼議事係長 牟田 昇
5. 参 考 人 牧尾正恒氏
奥平和夫氏(補助者)
6. 委員外議員 竹之内和満議員、白石純一議員、牟田学議員、
濱之上大成議員
7. 傍 聴 者 3名
8. 会議に付した事件
(1) 陳情第14号 「いかくら阿久根」に関する陳情書
(2) 所管事務調査について
9. 議事の経過概要 別紙のとおり

◎陳情第14号「いかくら阿久根」に関する陳情書

岩崎健二委員長

おはようございます。

ただいまから、産業厚生委員会を行います。

本日の会は、この前の産業厚生委員会でありましたとおり、参考人を招致して会を進めてまいります。参考人への質疑応答を行ったのち、参考人への質疑が終了しましたら、皆さんの意見をお伺いしたいと思います。

中面幸人委員

今、委員長のほうできょうの審議の進め方について話がありましたけれども、ここをしっかりと皆さんも周知しとかなないと。例えば、前回、提出者の意見を聴取しましたよね。いろんな調査してほしいという項目があったと思います。きょうは、今度は2回目のいかくら関係ということで、前捕獲協会の会長を招致ちゅうことでございますけれども、一つ、皆さんに認識してもらいたいのは、例えば、この間、陳情者を呼んだときにいろんな調査をしてほしいというのがありました。そういうのをきょうは聞いたらだめなのか、聞いていいものか、そこ辺りをはっきりしとかなないと、ごちゃごちゃごちゃごちゃなるかもしれんから。先ほどの委員長の話では、参考人の話を聞くということですが、あと、聞いた後、この間の陳情者の言われたことを聞いていいものか、その辺あたりはどうなんですか。そこ辺りはっきりしとかなないと相当な時間的なものもあると思いますが。

岩崎健二委員長

この前の陳情者の意見を聞きました。その中で各委員がこの前こういう意見、話があったんだけど、きょうの参考人についてはそれについてはどうですかというのは聞いていいと思います。

中面幸人委員

聞いていいわけな。

岩崎健二委員長

いいと思います。制限はないと思います。

中面幸人委員

もう1回確認です、皆さん。この間、陳情者の聞きたいこと、調査してもらいたいことはすごく数多くありましたので、それについてきょうの参考人に対して前回、こうして陳情者からこういう調査をしてもらいたいということですが、わからないので教えてくださいという聞き方でよろしいということですね。

岩崎健二委員長

はい、いいと思います。

中面幸人委員

はい、了解です。

岩崎健二委員長

暫時休憩します。

(休憩 10:05～10:11)

岩崎健二委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。
ここで、参考人の出席をお願いいたします。

(傍聴者、参考人・補助者入室)

岩崎健二委員長

本日は参考人として、一般社団法人いから阿久根の代表、牧尾正恒氏に出席を求め、意見を伺うこととしております。なお、参考人から補助者の同席を求められておりますので、許可したいと思います。異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって補助者の同席を許可することといたします。

本日はお忙しいところ御出席をいただき、まことにありがとうございます。委員会を代表してお礼を申し上げます。本委員会では、9月6日の本会議において本陳情が付託され、定例会終了後も継続して審査しておりますが、今回、一般社団法人いから阿久根の代表者の説明及び意見等を伺い、審査の参考とするため、本日、お越しいただいたものです。どうかよろしくをお願いいたします。

ここで傍聴人に申し上げます。委員会中、傍聴者は一切の発言はできません。また、賛否を表明するような行動も禁止となりますので、よろしくお願ひします。雑談等も禁止となります。また、むやみな委員会中への入退場はできませんので、お気をつけください。もし、万が一、委員会に支障が出る場合は、傍聴者に退席を求める場合もありますので、御理解をお願いいたします。

それでは、各委員から参考人に対して質疑をお願いいたします。

中面幸人委員

いつも参考人から最初話をいたしますが、参考人に聞いても。

[発言する者あり]

岩崎健二委員長

それでは、参考人から何か委員会に申し上げることはありますか。

牧尾正恒参考人

こういう発言の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。私の力不足というか、混乱を来たしているようではございますけれども、まず、いから、一般社団を設立して今日に至るまでの話をしたいと思いますけれども、それはよろしいですか。

岩崎健二委員長

どうぞ。

牧尾正恒参考人

このいから阿久根ですけれども、最初、設立する経緯ですね。経緯が、ちょうど6年、7年前になりますかね。24年の10月に尾崎でシカの行動を知り、防除法を考えるという研修会がありまして、このとき尾崎のほうの研修会でシカの被害がすごくひどいと。農作物の被害が多くて、だんだん農家の人が意欲をなくすというようなことで、非常に被害が多いということで、やはり被害が多いということは捕獲頭数を減らさないといけないんじゃないかと。捕獲頭数を減らすのであれば、やはり我々猟友会、ハンターがですね、頑張って捕獲頭数をふやして農家被害を少しでも軽減するのが我々の役目じゃないかということ

で、その後、宮崎に視察に行ったりしてですね。当時、阿久根市のほうから施設をつくって、我々駆除隊のほうがそれを利用して解体処理をするというような話でしたけれども、施設をつくれれば1頭当たり2万円の補助と、それと残渣、廃棄物処理費を3千円出しますというようなことで、我々に解体施設をつくるようにというようなことがスタートで、当時、宮原さんの所有地がありましたので、宮原さんの、現在あるところですね、鶴川内にある。この宮原さんの土地を借りて、そこに建物、施設をつくらうということで始めてですね、25年の3月でしたけれども、建てようとしたら、あそこが農地だったもんだから農業委員会の許可が必要だというようなことで、農業委員会の許可をもらい、5月に建物の着工して約1カ月、6月の20日に建物ができあがったと。その間、お金については借り入れをしようということであちこちの金融機関に行きましたけれども、金融機関に行ったらですね、阿久根市のほうからこれだけの、1頭当たり2万、3千円でますというようなことで融資のほうで話をしたんですけれども、ああそうですか、それはいいことですね、じゃあその金は確実に出るんですかというようなことで、いや、これは1頭とったらこの金額、とれなかったらゼロというような話ですということで、それだったら返済の財源にはなりませんよねということで、融資することはできないということで、あちこち金融機関を回ったんですけれども断られまして、最後、農協のほうに行ってくださいね、農協のほうに行ったら、農協のほうは今までずっと市からの振り込みが捕獲協会のほうにされてる実績があったので、農協のほうで融資しましょうということで、農協のほうから800万借りてスタートしたと。農協のほうで借りるときは、やはりいかくらの施設をつくるのは阿久根と脇本の両駆除協会が利用するという施設ですので、阿久根の協会、脇本の協会の役員が保証人になって800万を借り入れしたと。この借り入れするとき、ちょっと800万じゃ足りないんだけど1千万ぐらいどうかできないかなというふうに話をしたら、いや、800万までは出しますけれども、1千万出すなら担保を入れてくださいというようなことでしたので、担保も何もないしというようなことでですね、一応800万を25年の8月31日に借りたというようなことでございます。施設の建物については6月の20日に完成しましたので、この6月20日に完成したときに、じゃあ登記をしようというときに、登記をするのにですね、捕獲協会というのは任意団体ですので、登記ができないと。じゃあ登記ができないとなるとじゃあ個人の名前で登記するか、例えば牧尾の名前で登記するか、どうするかというように考えたんですけど、個人の名前にしたら今後は次、登記変えするとき、その建物は売ったのか、あげたのか、どうなのかといろいろこう会長が変わるたびに登記変えをしなくちゃいけないということで、これはやはり法人にすべきだなということで、法人にして法人登記すべきだということで、じゃあ法人にするとしたら、株式会社がいいのか、一般社団を設立したほうがいいのかということで、あちこち行って検討した結果ですね、株式会社というのは、やはり利益追求型であるから、ちょっといかくらの捕獲協会、駆除をするそれにはちょっとそぐわないなというようなことで、じゃあ一般社団しようかということで、一般社団を設立したわけですね。一般社団に設立したのは25年の8月20日ですけれども、25年の8月の20日に一般社団に登記をして、このときの発起人と言いますか、8月に暫定的と言うか、翌年の25年設立ですので、26年の3月31日までにわずか何カ月間のその期間だけ一応、理事ということで登記をしています。そのときの理事が牧尾、それから早水、荒木、宮原、石原岩雄、大磯祐一、大磯さんが監事、それから石原昇さんが監事ということで、この2名の監事と5名の理事というようなことで、暫定的に26年の3月31日までの任期ということで設立したというようなことで、設立しましたので今度はいかくらの施設を一般社団に登記をしました。一般社団に登記をしたということは、一般社団

のものになったということです。阿久根、脇本の捕獲協会のほうで借入れをして、建物をつくり、いろんな備品を買い、しておりますので、じゃあ一般団のものになったんだから、捕獲協会のほうから一般団が買い受けたと言いますか、所有権が移ったわけですので、一般団のほうで農協に行って、1千万の借入れをして、一般団の名義で借入れをして、いわゆる捕獲協会のほうの財産と言いますか、それを一般団が買い受けたと言いますか、そういうようなことで、一般団のものにしたというようなことでございます。一般団のものにしたその中でいろいろ、じゃあ幾らくらいかかったのかというような話もありますけれども、大体1千万くらいの建物でしたので、そういうものを買い受けた、あとは今度は一般団のほうでいかくらのほうを運営したと。それといかくらの名前ですけれども、いかくらの名前はですね、最初スタートは、一般団阿久根市有害鳥獣捕獲協会という名前で登記をしましたが、途中でですね、名前を一般団阿久根市有害鳥獣捕獲協会という名前から、29年の2月13日に、一般団法人いかくら阿久根に名称を変更しています。この名称変更に至ってはですね、なんでこういうふうに変更したかと言いますと、一つはですね、一般団阿久根市有害鳥獣捕獲協会というのと、一般団が前に付くか付かないかで全然金の動きと言うか、領収書も間違いやすいと言うか、いろいろそういうのもあったりして。それと一つはですね、阿久根市有害鳥獣捕獲協会というこの名前がですね、はたしていいのかどうかという。と言うのは、ある店に行ったときにですね、ある人が、有害鳥獣の肉というのは、これは大丈夫なんですか、有害と書いてありますけどと、そういうのもあったり、それからシカについても、かわいかわいと言って育てて、今までずっと保護されてきましたよね。メスは獲っていけないとか保護されてきて、どんどんふえてきたら今度はそれが有害だとかですね。なんかその獣もかわいそうだと感じますよね。今までかわいがって、ふえすぎたら有害だとかいう、そういうようなこともあって、確かに有害なことは有害ですけども、捨てればごみですけども、生かせば資源なわけですし。だからここで名称も29年の2月13日にそういうことで一般団法人いかくら阿久根というように変更したというようなことです。それと今ですね、訴訟を起こされているというようなことで、今、訴訟を起こされてますけども、この訴訟についてですね、どういう訴訟なのか。2点ありまして、1つは私に対する訴訟。いわゆる平成25年度の訴訟ですけれども、この25年度も被告牧尾の不法行為ということで、ちょっと読んでみたいと思いますけども、いろいろ捕獲に対する謝金とか、それから日当とかそういうのがいろいろ出ているその中で、今般、阿久根市から訴外捕獲協会に出動経費や捕獲謝金が交付された事実を知った原告らは、同捕獲協会に対しこれらの金印の支払を求めた。しかし、被告牧尾が原告らに支給すべき補助金を他に流用したことにより、訴外捕獲協会には資力がなく、同協会から支払いを受けることができない。これにより原告らは損害を受けた。だから、牧尾被告の義務違反ということで補助金を受けた当時の訴外捕獲協会の会長であった、牧尾被告には原告らの出動日数や捕獲頭数に応じた補助金を交付する義務がある。しかるに牧尾被告は係る義務に違反し、故意に阿久根市から交付された補助金の存在を原告らに交付せずに、他に流用した。よって、原告らは牧尾被告に対し、不法行為に基づく損害賠償請求として、それぞれ趣旨1記載の金印を、というのは訴えた人がまず25年の分の私に対する払えと訴えた人が18名おりますけれども、この18名の合計が168万8500円ですけれども、この金を払えというふうな訴えです。いわゆる金が出たのにそれを払わなかったから、金がなくなったからというようなことで払えと、私に払えというような訴えです。これが一つですね。私はこれを聞いたときにですね、総会資料がありますけれども、総会資料で例えば25年の総会資料を見ますと、繰り越しが約200万、

正確に言いますと226万6263円あるんですけれども、この220万余りの、25年度のスタートで220万あった金が、30年の、ことしの30年の3月31日の現在で1100万の繰越金があるわけですね。ということは、約900万くらいプールされてたということですね。それは皆さんが頑張って捕獲の謝金とか、いろんな手当とか、日当とかそういうことの積み重ねが200万あったのが1100万になったというような数字ですので。それと総会資料ありますけれども、毎年総会を開いて、皆さんに決算の報告をし、それから監査も受けて、監査員の報告もして、承認を得ている。毎年、そういうふうに承認を得ているわけだから。だからこういうふうに金がなくなったから私に払えていうのは、こんなことがあるのかなというふうに不思議でなりませんけれども。これについては今係争中ですけども。それともう一つですね、今度はもう一つの訴えは一社に対する訴えです。一般社団に対する訴えですね。この一般社団に対する訴えは、被告いかくらの不当利得ということなんですけれども、これについてはですね、被告いかくら、阿久根市から振り込まれた26年度の捕獲謝金及び平成26年度、27年度の出動経費を原告らに支払わない。その額は、別記の各金額である。この金額というのが26人の訴えなんですけれども、この訴えの金額が742万8500円。この742万8500円を被告いかくらが払えという訴えですけども、この被告いかくら阿久根というのは、今のこの金というのが阿久根市からですね、いかくらを通じて支払われる、阿久根市から振り込まれた金なんですけれども、何で阿久根市からいかくらに振り込まれたかという、25年までは、阿久根協会、脇本協会ということで振り込まれていたんですけど、26年からいかくらが加わって、いかくら、阿久根協会、脇本協会と3本になるので、この3本になるのを1本にしてくれないかと、振り込みを。1本にしてくれないかというような阿久根市からの要請であって、その金を阿久根市から一般社団いかくらに振り込まれたと。そうして市のほうから阿久根の分が幾らなのか、脇本分が幾らなのか聞いてですね、そのいかくらに振り込まれたその金を今度は阿久根と脇本のほうに振り込んだと、これはもう振り込んでいますので、通帳なんかに記載されていますので、きちっと残っていますけども、そういうふうに振り込まれて、ただ、いかくらに振り込まれたけどいかくらにその金をやれと言うんじゃないくて、これはおかしいと私は思いますね。いかくらはその窓口であって、そこを通ったということであって、これはもう阿久根と脇本のほうに金はいってるわけだから、だからそれをいかくら阿久根に742万8500円を払えという、これはもう我々も何でそうなるのかなと思うわけですけども。そういうことで、金の訴えについてはそういうことで、阿久根の捕獲協会が訴えているのはこの2点ですね。25年度の金がなくなったから私に払えという。それから26年、27年度については、いかくらに払えということですので、訴えの内容はそういうことです。それとですね、よくあそこの土地の問題ですけども、あそこは借地で、宮原さんの借地であそこを建てたわけですけども、宮原さんがもう息子も帰ってこないし、あそこの土地を太陽光のほうに売ろうと思ってるんだけどというような話があって、しかし、なかなか太陽光のほうも進まない。もう、あそこを全部牧尾さん買ってくれんかというようなことで、そういう話があって、ほかの人が買うよりも私のほうで買ったほうがいいかなというようなことで、あそこの土地を、施設についてはあれは宅地ですので、あれは誰でも買えるということで、私の家内の名義で買いましたけども、あと残りの農地については、あそこは農家じゃないと買えない。だからもちろん一般社団も農家じゃないから買えないということで、あそこの農地については私の名義で買ったということ。だからあそこの土地をですね、ある役員が、あそこの土地は取り戻すとか言ったから、あれ取り戻すというのはどういうことかなあと考えたときに、ああそうか、いかくらの金で買って取り戻すというのは、牧尾の名義にしたんじゃ

ないかなというふうに私は思ったんですけども、決して内容的にはそういうことじゃなくて、農地については私が買ったというようなことであります。それとなんかもう今まで金も出てるのは知らなかったとか何とかと言いますけれども、過去の総会資料なんかの物を見るとですね、平成17年度に、この17年度の役員にですね、副隊長と言いますか、これに前田司さんが、副隊長に、

岩崎健二委員長

個人の名前はなるだけ控えてください。

牧尾正恒参考人

そういうようなことでですね、監事についても今の役員の人たちですけども。だから、そういう中で出されているのを知らなかった、捕獲協会のほうに謝金とか日当とかそういうのが出ているのを知らなかったというのを私は不思議でならないんですけど。過去ずっとそういうことで総会にかけ、阿久根市から入ってくる金は一辺に、ことしはこれだけということで500万とか出ます。その中からいろんな経費に使って、捕獲費とか運営費とかに使って、残すべきものは残してということで、ずっと繰り越して何十年とやってきて、24年に200万という金があったわけですけども。だから市のほうからもこの金を誰に渡してくださいとか、明細も何もないしですね、だからそういうことは過去何十年もやってきた慣例でそのままずっとやってきたたんですけども。いかくらが運営が成り立っていくか成り立っていないか、これはもう獲れなければ実績ですから、入ってこないということ、やはり捕獲協会のほうでも金がある程度、いざというときにプールすべきだよなということで、できるだけそういうときのためにということでプールしていたというようなことですので。決してよく言われる、私が横領しているとか何とかという話しが出ますけども、全くそういうことはなくて、市のほうの水産林務のほうも、非常にあそこに相当長い期間かけて、市議会のほうで横領してるんだとか何とかという話があって、調べてもらいました。そしたら不正は一切なかったということですので、これについても不正はなかったということですので、これでよかったと思っていますけども、まだなんかくすぶってるような感じですので、非常に今のやり方というか、今のいかくらの運営についてもですね、いかくらに持っていけば除外するよとか、首を切るよというようなことですので、今現在持って来たくても持ってこれないという状況です。だから、果たしてそんなして駆除隊のほうで任免権というか、駆除隊から外してしまうとかそういう権限があるのかなと、私は不思議なんですけども、そこらあたりも機会があればお聞きしたいと思いますけども。今の異常な状態と言いますけれども、非常にあその施設は阿久根市の手厚い予算措置において、非常にいい施設に仕上がったと思います。前石破大臣も、これは自民党の議員連盟の会長さん、それから小里さんが幹事長というようなことで、あそこにも来てもらって、あそこも全国で17施設の中の1つのモデル地区というふうに指定されて、農水省と言うか国のほうもですね期待されている施設ですので、なんとか初期の目的である捕獲頭数をふやして被害をなくそうと。それともう一つはやはりジビエという肉を全国的に広めてですね、利活用すべきじゃないかということで、最初そういう目的でつくったわけですので、だからまたそういうふうになれるようになればいいけどなというふうに私は思っているところです。

岩崎健二委員長

今、参考人の話が終わりました。

皆さんから御意見を賜ります。

中面幸人委員

この間、17日の日に産業厚生委員会を開いていただいて、陳情者、提出者の意見をお聞きしたところでございました。その後、調査要望等がですね、陳情提出から今委員の皆さまにはお手元に配られたと思うんですが、1、2、3項目がありますが、これを見ればなかなか具体的な大雑把なふうな感じで、なかなか、きょうの参考人に質問するのものを得ないものかなと思いますので、この3項目の要望書の中で、この間17日の日に開かれたときに、提出者のいろんな調査してもらいたいという事項がありましたので、それを具体的にきょうの参考人にお聞きしてよろしいですか。

岩崎健二委員長

どうぞ。

中面幸人委員

じゃあ私からいいですか。その中でですね、例えば有害鳥獣捕獲謝金について調査してほしいというのがありました、有害鳥獣捕獲謝金ですね。例えばイノシシを獲ったときに報奨金として1頭6千円、これは市からの分ですね。1つ勘違いしたらいけないのが、国からの補助金、市からの補助金というのが2通りありますから、これをごっちゃ混ぜするとおかしいので、あくまでもこれは市の独自の予算への補助金ということであります。その中で、イノシシを獲ったとき1頭6千円、シカを獲ったとき6千円と支払われる、これは謝金というふうに思っていたければいいと思いますが、その使途明細について、先ほど会長から話ございましたけれども、平成25年、平成26年度ですね、この2年間について国は別にして、市のほうからの補助金は、国も市も含めてどちらも2年間については支払われていないですよ、これはどうなってますかということですね。

[発言する者あり]

じゃあ、一つずついきますね。平成25年、国も市も含めて平成25年、26年度、陳情提出者からは両方とも支払われていないということですが、これはどういうふうになっておりますか。

牧尾正恒参考人

25年度の分については、26年の2月2日に総会を開きまして、この中で25年度の収支決算ということで、繰越金がさっき言いました226万6千円あって、それからJAの助成、それから市の補助金2246万1千、市の委託料が420万とこういうふうな収入があって、支出が捕獲費が1300万とかこういうふうにならなくてずっとやってきまして、収入が2900万、支出が2600万、次年度に250万の繰り越しということで、個人には払っておりません、25年についても26年についてもですね。というのは市のほうから一括して、例えば2千万なら2千万という金がどんと入ってきます。その中からいろいろ捕獲費とか総会費だとかいろんな経費を運営費に使って、残すものは残して、配当できる金額についてはわずかですけども配当してというようなことで、各個人には払っておりません。それと市のほうから謝金とか活動手当、日当ですね、これについても誰が幾ら、誰に幾ら払いなさいとかというような明細も何もないし。昭和40年来、こっちずっとそういうふうにして一遍にきます。その中から経費、支出するものには支出して、残すものは残すということですからずっときておりますので、25年、26年も今までどおり、本人に支払うということはしておりません。

中面幸人委員

17日の委員会のときにですね、平成27年度と28年度は2年間については国の補助金、市の補助金はどちらも各個人にはもらっていますということでした。これはこれでいいと思いますね。先ほど私が言いました平成25年度、26年度については参考人の説明では平成25年度、26年度は市のほうも各個人にどれだけ払えというのもなかったし、各個人には払っ

ていません。そのかわり決算で計上してあるように、しっかりと次年度に繰り越しをしてありますと、これは市の補助金というふうに捉えてもらえればいいと思いますが、そういうふうな説明で私は捉えたいと思いますが、参考人それでよろしいですね。

牧尾正恒参考人

はい、そのとおりです。

濱門明典委員

25年、26年は会の人たちには補助金というのは支払ってないということなんですが、会員の方々にこの補助金がこういうふうに出てるということの周知はされなかったんですか。それと、経費に使ったということは総会によって会員の方に周知されてなかったんですか。

牧尾正恒参考人

今の質問ですけれども、これはもう毎年総会を開いて、これだけ入ってきてます、支出はこうでしたと、支出についてはこういうふうにして使っておりますということで、総会に提出しておりますので、私はもうそういうやり方ですとできてますので、それでよかったんじゃないかというふうに思ってます。

濱門明典委員

それでは会員の方々は、ただこういうふうに使ってますということで、経費とかそういう詳細については、会長さんは明示してない、どういうことに使った、人件費に使ったとか、いろいろな詳細というのが会員に周知するのが当然じゃないかと思うんですが。

牧尾正恒参考人

それについては、説明不足と言うか、時間不足と言いますか、設定がですね、大体30分くらいに設定してあるんですけど、できるところ、質問があったことについては、こういうものに使いましたということで説明はしてあります。

濱門明典委員

まず総会を開く場合は、必ずそういう明細を付けて、誰でも理解できるようにして、総会を出来るようにして、総会を開く準備をしますよね。時間がなかったとかそれは言いわけになってしまいます。だから会員の不信感をかかってしまうというのが事実じゃないでしょうか、会長。

牧尾正恒参考人

時間がなかったと言えればあれですけど、しかし、そういうことよりも提示します。質問があれば質問で受けるということで、受けたものについては回答するということでやってきております。

濱門明典委員

会長は中身はわかっているけども、会員の方々は全然わからないわけでしょ。ただ数字だけポンと出されても、会員の方はどうしたら理解できるんですか。そこをばちゃんとするのが会長の役目じゃないんですか。会員に周知するということを怠っているということですよ。どうですか。

牧尾正恒参考人

怠っているというよりもですね、やはり途中からと言いますか、いろんな会員の意見を聞きながら、例えば29年度については細かくこういうふうにしましたということでですね、提示して進めております。

濱門明典委員

今私が聞いているのは、25年、26年なんです。だから怠っているとかいないとかという言い方をされますが、それはもう会員の方に周知しないということは、そのお金がどう流れているという大まかなことしかわからないわけでしょ。やっぱりそれが細分化されてちゃんと総会資料に載せてですよ、みんなの承認を得るというのが一般的なやり方と思うんですが、だから会長の自由に、そういうふう自由にやられてと、私的流用と言われても

しかたがないと、私はそう思うんですけど。

牧尾正恒参考人

私的に流用ということは、これはありません。やはり役員会に諮り、実行しているわけだから、私的に流用というのはこれは当てはまりません。

山田勝委員

平成24年、25年の話ですか。25年、26年ですね。私の従兄弟もですね、今は猟友会にいませんけどね、私の従兄弟も猟友会において、それは総会に行ったら後は飲ん方やった、こととしては例えば猟友会で人吉に旅行だったとかですね、私はそういうようなことですね、皆さん満足されて何も言う人はいなかったという気がするんですよ、そのころは。なんでかと言ったらみんな趣味の会で、ボランティアでやっとなった会ですからね。それはそのときに今、濱門委員が言われるようなのをなひげ言わんやっとなって、私はちゃんとして、監査員もいるし、役員の方もいるし、ちゃんと書類を出せばですね、みんな、いや、こやどげんなったかという会員は私はいなかったと思いますよ、そのころは。だから25年、26年度のことについてですね、そんなに厳しく私は言えるような会でもなかっただろうし、そういう厳しい運営もなかっただろうし。だから、阿久根市あまりにも鳥獣被害が多いということで私も尾崎に行きましたよ。私たちも一生懸命になりました。こいじゃ阿久根の農業もやっせんごんひんならよって、ボンタンもなかごとひんならよということで、あのときは中面委員が委員長でしたけど、私たちも一生懸命になって、こいじゃいかなよということでですね、執行部のほうにも働きかけたという経緯がございます。ですから26年度からはですね、現実の問題として予算の流れが変わってきたなという気がいたしますよ、27年度からですね。ですからそのころは今言われるような、例えばここに尻無濱会長から出されております、監査委員でしかたから。監査委員はなんしとったつよと僕は言いたいですよ。だからそういうことですね、26年以前のことを攻め立てるよりも今後をどうするかということのほうが私は大事だという気がしますけどね。

岩崎健二委員長

ここで暫時休憩します。

(休憩 11:03～11:14)

岩崎健二委員長

休憩前に引き続き委員会を再開します。

山田委員の質問に対して参考人ありますか。

いいですか。

ほかにありませんか。

仮屋園一徳委員

一般社団法人についてですね、先ほど参考人から説明があったんですが、毎年総会を開いてると、その総会については社員総会ということでよろしいですか。

牧尾正恒参考人

今のはどちらの総会ですか。

仮屋園一徳委員

一般社団法人ですから社員がいるはずですよ。

牧尾正恒参考人

社員総会ですけれども、これは毎年開いております。

仮屋園一徳委員

社員総会ということでよろしいですね。そうであればですね、先ほど理事何名かで立ち上げましたというふうに言われましたのでその辺がちょっと、社員の方が、設立当時の社

員というのは、捕獲協会のメンバーということで理解してよろしいですか。

牧尾正恒参考人

設立した理事、監事というのはさっき話したとおり、そのほかに代議員というのがおりますので、その人たちも交えた総会ということです。

仮屋園一徳委員

そこはわかるんですけど、ただいかくら自体、一般社団法人はですよ、社員がいて社団法人、社員総会と定款によって運営はされていくと思うんですけど、その辺の理解はそういうことでよろしいですか。

牧尾正恒参考人

この会員の中から社員を選出する、大体10名につき1人ということで選出して、その人たちが、選ばれた人たちで総会をやっています。

仮屋園一徳委員

全員じゃなくて、10人から選ばれたということの説明ですけど、その元の10名というのはちゃんと名簿があるわけですよ。

牧尾正恒参考人

これはですね、各総会資料で説明しますと、25年度の総会資料ですけども、この中で26年の3月30日まで任期でしたので、今度は26年度の代議員ということで案を出してですね、捕獲協会のほうから代議員という形で出してもらって、その人たちでもってやっております。

仮屋園一徳委員

ということは、代議員が上がってくるときに、元の10名の社員というのは確認はされなかったというふうに理解してよろしいんですか、名簿を。10名のうち1人上がってくるんだけど、その10名については一般社団法人としては確認はされていないという、その時点では確認されなかったということですか。

牧尾正恒参考人

この10名、定款によってですね、10名に1名の割合で選出するというようになっておりますので、この10名に、例えば会員が60人おれば、それからいけば6名ということなんですけれども、そういうふうにして10名に1名くらいの割合で駆除隊のほうから選出してもらって、駆除隊の人たちは一般社団の構成員だということですね。

仮屋園一徳委員

一般社団法人ですから社員がいて、社団法人を設立されたと思うんですけど、今先ほどから話がある25年、26年に設立なんですけど、そのときに役員は確かにそういったことで総会には参加してるけど、その時点で本当に社員全体にそういう予算の流れとか、定款の内容とか、そういうのがはっきりと伝わってたのかなと私は思うので、今確認してるんですけど。そこは十分参考人については専門ですので、一般社団法人の設立内容については理解されていると思うんですけど、その辺がですよ、普通の場合は、社員の名簿を確認して、名簿を提示して一般社団法人となるはずですけど、私も捕獲協会その当時からずっと入ってますので、協本は協本で、阿久根は阿久根で捕獲協会の名簿がありますので、その名簿の人が全員がいかくらが設立したときに、社員なんですよという理解ができてたのかどうか、その辺を心配するものですから参考人にお聞きしますが、そういう認識は当時から参考人は持ってはいたということで理解してよろしいですか。

牧尾正恒参考人

26年度に代議員を案を出しておりますけれども、これは25年度設立した時点で、26年の3月31日までの暫定的な任期ですよということで、最初設立した関係で、今度は26年度の代議員をとということで、これは各猟友会のほうから出してもらおうと、いや各駆除隊のほうから、駆除隊が会員ですので、駆除隊のほうから代議員を10名につき1名の割合で出して

くれということで、阿久根、脇本のほうから代議員を出してもらって、その代議員でもって、総会は代議員総会となっておりますので、その両協会から選ばれた代議員を基にして、代議員総会を毎年開いてやっているというふうなことです。

仮屋園一徳委員

だから先ほど言いましたように、代議員があがってきた時点で、社員の方がそこまでの自覚が、自分たちが一般社団法人の社員であったのかなという自覚があったのかなということに心配して。もう一つですけど、先ほど参考人から説明があった、市からの捕獲協会への補助、捕獲謝金はいくまでも窓口だったんだという説明がありましたよね。それについても、窓口であったわけですので、脇本には脇本、当然阿久根には阿久根の捕獲協会にそれはそのまま予算が行って、私たちもそれは脇本は脇本で総会で説明を受けてます。そういうことですよ、その辺はちゃんと捕獲協会のほうでまた別途、予算、決算されるわけですので、その辺については、その当時は何ら問題はなかったというふうに理解してよろしいんですか。

牧尾正恒参考人

もうちょっと詳しくお願いします。

仮屋園一徳委員

市からの捕獲協会に対する補助金は、いかくらはあくまでも窓口だったという説明がありましたよね。だからそれはそのまま捕獲協会にあって、捕獲協会は捕獲協会です別に決算予算するんですよということで、それについては会員も全員その時点では理解をしていたというふうに思っていますね。

牧尾正恒参考人

はい、そのとおりです。

仮屋園一徳委員

わかりました。

濱門明典委員

先ほどですね、監査を毎年やっているということで、伺いたいんですが、その25年、26年度の監査をした人たちから何かなかったですかね。

牧尾正恒参考人

特に監査の結果は異常はありませんでしたということで、そういうことです。

濱門明典委員

私が聞くとところによれば、ある監査はとてもじゃないけどこれは認められないということで、監査を降りていらっしゃると聞いたんですが、そんなことはなかったですか。

牧尾正恒参考人

その話は私は直接は聞いておりません。

濱門明典委員

会長はその監査には立ち会いはしていないということですか。

牧尾正恒参考人

それは監査の立ち会いはしております。

濱門明典委員

監査の立ち会いは2名と聞いているんですが、2名の方から押印をしてもらったということよろしいですか。

牧尾正恒参考人

当時の帳簿を見てもらって、確認してもらって、そこに毎年印鑑をついてもらっております。

濱門明典委員

当時の監査の人が2名いたんだから、2名の人から署名捺印をもらったということですよ。

ろしいんですか。

牧尾正恒参考人

当時のまず監査を受けるときは、帳簿を見てもらって、帳簿に印鑑をつけてあるという
ようなことです。

濱門明典委員

さっきから聞くように、その監査員は2名ですよ、その2名の方が署名して、自分で
ですよ、誰かが書いて判こを押すんじゃないんですよ。当時の2名の方から、しっかり署
名して判こをもらっているんですかと聞いてるんですよ。

牧尾正恒参考人

それはもう監査を受けておりますので、そういうふうなことでずっときてます。

濱門明典委員

それは間違いなく、当時の2人の人が署名して判こを押して、承認したということとい
いんですか。

牧尾正恒参考人

見ていついつ監査しましたということで、署名と印鑑をもらってます。

中面幸人委員

同じく、有害鳥獣捕獲謝金の中でですね、その17日の日に聞かれたのがですね、有害鳥
獣捕獲謝金の使途、使い方、使途の内容についてということでしたけれども、これはまた
後ほど所管課の聞き取りも必要だと思いますが、その助成金の補助金の対象者である組織
の長としてですね、まず第1に、捕獲協会が使っているものか。2つ目、捕獲協会から会
員に支払われるべきものなのかと、どういう認識をされていたのか。市からもらったやつ
だから、これは協会で何でも使っているよという認識なのか。いや、受け入れてそれをや
っぱり各会員に払うべきものなのかというのを代表者として認識があったのかというのを
聞いてくれということでした。

牧尾正恒参考人

その謝金とか、活動費とか使途については、阿久根市のほうからいっぺんに協会に入っ
てきます。協会のほうでどういうふうにするかは、特に市のほうからこれは本人たちに渡
しなさいとかというようなことはありませんでしたので、それと、誰に幾ら来たのかとい
う明細も付いておりませんので、今までの事例からして入ってきたものから使うというこ
と、本人たちにやるというのは特に明細も何もありませんので、これは協会のほうに払っ
たから、協会のほうで運営すればいいというふうな認識でおりました。

濱門明典委員

それでですね、ここにもあるんですが、25年度というのは、阿久根市有害鳥獣捕獲協会
と脇本有害捕獲協会というのがありますよね、2つに分かれてたわけですね。脇本捕獲協
会というのはそんな問題は起きてないんですよ。同じ1本でこれはこのときは両方に、
1カ所じゃないですね、市のほうで分けてやった、1カ所で来たのをば会長が脇本の分は
脇本にということで振り込まれたわけですか。

牧尾正恒参考人

25年度の分ですか。

濱門明典委員

支払先が市のほうが2つになってるもんですから、金額も18万5400円と472万5400円と
いうのが分かっているんですよ。阿久根のほうが472万5400円、脇本のほうは18万5400円
と2手で市のほうは支払っているんですが、これは会長のほうで分けられたんですか。

牧尾正恒参考人

25年度についてはちょっと、補助者のほうに答えさせてもらっていいですか。

奥平和夫補助者

25年度分の謝金につきましては、各市から、各捕獲協会のほうに支払われているものでございます。

濱門明典委員

26年度からというのは、26年度もそういう形で、市から脇本と阿久根に支払いをしているということですね。

牧尾正恒参考人

26年度からは窓口を一本にしてくれという市からの要請で、市のほうからいかくらのほうに、当時は一社阿久根市有害鳥獣捕獲協会ですけれども、ここに阿久根、脇本の分といかくらの分と3本のものが一社のほうに振り込まれております。振り込まれたから市のほうから阿久根の分は幾らですか、脇本の分は幾らですかということを聞きまして、その金額を各、阿久根、脇本の捕獲協会のほうに振り込んだというようなことです。

濱門明典委員

26年度はそういうことで、一社にまとめて阿久根から振り込まれているということですね。それと、その振り込まれた金額を脇本と阿久根に分けたわけですよ。分けて振り込んでるわけですね。脇本には脇本。そうすると脇本の人あんまり問題はないんですけども、阿久根に関しての支払先とかそういうのはちょっと不透明で、総会に対しても細分化がされてなくて、ぼんと金額だけが載ってる状態だということ、やっぱり会員の人たちが不信を持つということは当たり前前のこと。同じ脇本捕獲協会も一社から振り込まれてくるわけですよ。分け方というのもよくわかりませんが、どういう分け方されたのか、そこらのところもちょっと教えてください。

牧尾正恒参考人

分け方というよりも、基本的には阿久根の分はいくらですよと市のほうから聞きましたので、その分を捕獲協会のほうに渡すと、そういうことです。

濱門明典委員

じゃあ脇本は脇本ということで、市のほうからそういうふうにくるわけですね。

牧尾正恒参考人

そのとおりです。

濱門明典委員

脇本のほうはそういうふうにして市からきたのが会員の方々に皆さん分配しているんですよ。間違いなく。聞いてみますと脇本のほうは問題なかったわけですよ。同じ協会員でありながら、阿久根の協会員の方々はそういうふうに分けられない。会長の独断で、独断というかひとつで経費に使ったりなしたりできたわけですね。脇本の分は経費とかそういうのは引いてないわけですよ。そこらのところがやっぱり不満が出る一つの原因じゃないですか、会長。

牧尾正恒参考人

脇本は脇本のやり方があって、阿久根は阿久根のやり方があって、先ほども言いましたように、繰り越しも30年の現在で1100万あるというようなことで、会計の制度が全然違うんですよ。だから、脇本は脇本のやり方でしょうけども、阿久根は阿久根のやり方でやっているとということです。

濱門明典委員

それで繰り越しがあつてということなんですが、なぜその繰り越しの金額が出るのですね、捕獲隊には捕獲謝金と活動費ですよ。それをばですね、なぜ会員の方々に市は1頭いくらと謝金、1回まわれば1千円とか1500円とかあるわけですよ。それをなぜプールして、1100万もなるまでプールしてですね、協会の会員にですねそれを分配しないんですか。

牧尾正恒参考人

いわゆるですね、いかくらの経営を考えたときに、最初4月に概算払いして、翌年の3

月4月ごろにあと精算払いするんですけれども、最初に平成25年ですけれども、25年は500万余りの概算払いです。ところがそれでやっていくと途中で金がなくなるわけですね。だから金がなくなる。だから役員から借り入れたり、銀行から借り入れたりしてやってますけれども、捕獲協会のほうでもある程度、そういうふうなつなぎ資金というか、そういうものもやっぱし蓄えとった方がいいんじゃないかということで、いざというとき、獲れなかったらそういうことも想定してプールしていたと。30年度になってかなりたまったし、いかくらの経営も安定してるわけだから、ここは各会員に金を分配すべきじゃないかということで、みんなに諮ったところ、じゃあそれは分配しようということで、分配したというようなことです。

濱門明典委員

役員報酬というのをとってらっしゃいますよね、理事とかそういう給料とか役員報酬とかとってらっしゃいますよね。それで捕獲隊の人、イノシシを獲ってきた人たちですね。そういう人たちの補助金の中から役員報酬をとってらっしゃるということですね。

牧尾正恒参考人

一社のほうの役員報酬というのは、一社の関係の、一社の流通対策で入ってくる2万円とか3千円とか、3千円はもう残渣処理費に全部使ってしまいますけれども、その流通対策に入ってきた金の中から役員報酬を払うんであって、決して今言われる謝金とか、日当とかという、これは捕獲協会のものであるから一社には関係ありませんので、そっちのほうからの支払はないということです。

濱門明典委員

役員報酬はそういうことで利益を得た、肉を売ったりとか、そういう2万円とか残渣処理をしたとき2万円ですね、そういう形での報酬があったからそれをば役員報酬として分けたと、そういったときに捕獲協会の会員たちは、自分で獲ってきて市からは捕獲謝金として来てますよね、活動費として。日数やらそういうのを出して一社に振り込まれてるわけですよね、市からは。振り込まれているのを何で経費に無断で使ったのかというのがそこですね、はっきりしないんですよ。いかくらは別だ、捕獲協会と別だということなんですけれども、なぜそれをばいかくらの経費にですね、何で回したのか。そこらは会員の方々の周知をせないかんでしょうが。どうですか。

仮屋園一徳委員

質問中ですけどちょっと確認していいですか。濱門委員の質問は、いかくらと捕獲協会と一緒になってるんですけど、どちらというふうにはっきりとしてから質問していただきたいと思うんですけど。聞きづらいんですけど。

[発言する者あり]

岩崎健二委員長

ちょっとここで暫時休憩します。

(休憩 11:38～11:40)

岩崎健二委員長

休憩前に引き続き委員会を再開します。

その他、何か意見ありませんか。

中面幸人委員

17日の日に意見を受けた中で、この有害鳥獣捕獲謝金については終わりたいと思います。次に、有害鳥獣捕獲活動事業の中の、先ほども少し出ておりますけれども、出勤経費について調査してほしいという項目がありました。これはどういうことかと言うと、鳥獣であったら1500円、獣類であったら1000円ですね。例えばわなにかかった、それを見回りに行

った、その出動した会員にそういう日当が払われるやつですね。これを平成28年ですよ、平成28年、29年度はもう調べて、問題になっていろいろ調べたら、お金が動いだったので、28年度、29年度はもらいましたと。ところがほかのそれ以外の年度分については、全然もらってない、支払われてない。これが先ほど参考人からありましたように、訴訟中の物件の一つになりますけど、こういうのが聞かれましたので、ちょっとその辺のことについてですね、謝金と同じような形になるかもしれませんが、何で払わなかったのかということをお答えください。

牧尾正恒参考人

この謝金と、活動事業のこの金は捕獲協会に入る金で、捕獲協会に入ったので総会でこういうふうに入りました、こう使いましたというようなことで、ずっと今までそういうふうに来てます。阿久根市からもこれは会員に払うべきだという意見もありますけれども、そのころの認識と言うのは市のほうから会員に払いなさいと言うんであれば払うべき、当然金であると思えますけども、そうじゃなくて、協会に入ってきた、それで協会でその金を使って運営したというようなことで会員には払っておりません。

中面幸人委員

参考にお聞きしますが、それではこの出動経費、1000円なり1500円についても先ほど話をしました1頭6千円とかこの捕獲謝金と同様に、それぞれの決算期、決算期で繰り越していったということで理解してよろしいですか。

牧尾正恒参考人

はい、そのとおりです。

岩崎健二委員長

いいですか。ほかにありませんか。

濱門明典委員

ここに捕獲隊からの質問事項として出されています、ジビエ肉として加工された肉の行方の調査をお願いしますということになってるんですが、ここをちょっと教えていただけないですか。

牧尾正恒参考人

数字的なものは補助者に答えさせていただきます。

奥平和夫補助者

解体した鳥獣の肉の行方ということですよ。解体した食肉の半分以上は、捕獲者が持ち帰ったものと認識しております。商品のトレサビリティを表示する必要がジビエ肉の流通の規格ということで、必須の状態になったものですから、平成29年度から肉の1個1個の部位について、これはどのシカの誰が獲ったどのシカのどの肉だと、重さは幾らだと、簿帳をつけております。記録をですね。だから29年度の例を述べると、例えばイノシシの解体頭数は267頭です。その中で、一部分でも商品登録のある、モモ一本でも商品登録があるものは133頭です。解体頭数の重量、つまり267頭の重量は8369キロですから、歩留率をみると0.4621なんですね、イノシシは。生体のうち肉になるのは。これによれば、3867キロ位の肉ができたはずなんです。ところがこの商品登録を、イノシシをしたすべての部位、モモからなんからずっと集計しますと、838.1キロなんですよ。だから肉ができたはずの、解体してそこに肉があったはずのうち、売り物として商品登録をした、冷凍して30度で凍らせて冷凍して保存したその肉は、全部のうちの21.7%にしかならなかったということです。ほかは、いわば捕獲者が持って帰ったと言ってもいいと思います。

岩崎健二委員長

ちょっとお尋ねしますが、今委員から話もあったとおり、そうされた、例えば830キロの行方というか売り先とか、その売ったお金のいかくらの納入とかというふうなところは分かっていますか。売り上げ。830キロをいかくら阿久根が獲ってそれを売りましたよ

ね、全部売れたのかどうかはわかりませんが、売ったお金についてはちゃんと中に入れてありますか。

奥平和夫補助者

御質問の趣旨は、その価格は幾らかということになると思います。

[発言する者あり]

ということになるかと思いますが。

岩崎健二委員長

金額じゃなくていいですよ。金額は幾らかじゃなくて、830キロの肉がありました。売れるものがありました。あとは持ち帰ったのかどうか知らないけれど、ありました。その肉を売りましたね。売ったお金についてはちゃんと社団法人のほうに納品してありますよ、ということでよろしいですか。じゃあちゃんと経費の中に入ってますね。

奥平和夫補助者

はい。そうです。

岩崎健二委員長

わかりました。

ほかにありませんか。

濱門明典委員

ここにはイノシシ、日本シカ合計595頭のジビエ肉、加工されたその肉の行方となっているんですが、今話を聞いたところによりますと、267頭であるということなんですが、これは30年度だね、これは26年度ですかね、267。29年度、わかりました。それともう一つ、25年度から30年度までのイノシカ肉流通対策事業の中で、施設に持ち込まれた頭数の捕獲謝金を除く1300万円余りの内訳の詳細の調査をお願いしますと。

[「1億、1億3千万」と呼ぶ者あり]

内訳詳細の調査をお願いしますと捕獲隊のほうから来てるんですよ。これはどうなんですかね。

中面幸人委員

ちょっと休憩してもらっていいですかね。

岩崎健二委員長

暫時休憩します。

(休憩 11:49～11:50)

岩崎健二委員長

休憩前に引き続き委員会を再開します。

濱門委員のほうから陳情者より出ております平成25年から29年度までの阿久根市有害鳥獣捕獲事業の中の有害鳥獣対策に支払われた交付金、1億2876万円の内訳の詳細を求めるといいますので、委員会として代表者にこの内訳の詳細を求めたいと思いますがいかがですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

山田勝委員

それは求めていいんですが、ちょっと確認してみるとね、この25年度から29年度までの、阿久根市鳥獣捕獲事業の中のイノシカ肉流通対策事業に支払われた交付金というのは、この水産林務課から支払われる2万円足す3千円の合計金額だということですか。

岩崎健二委員長

だと思います。この数字についても今、陳情者のほうが出された数字ですので、これについてもわかると思いますので出していただければと思います。

山田勝委員

私は、いかくらのほうでですね、お出しになっていただけるのだったらそれにこしたことはないんですが、でも現実の問題としてですね、これは、私は当時の課長でありました早瀬課長にもですね確認をせないかんと思っているんですが、この2万円足す3千円についてはどのような積算で、どういう目的で出したのかというのが一つですよ。それと、この前、濱門議員が市長との議論の中でですね、市長が申し上げたのは、このことについては例えば建設業の方に市が発注した工事の中の内訳を、仮に内訳を言いなさいと言われるのとおんなじで、それを出せというのは私のほうからは言えませんという答弁を市長はしたでしょう。ですから、ここはもう求めるのも勝手だし、出してくれるのも勝手だけど、断るのも勝手ですよ。ただ、権限の及ばないところまで言っているのかという気持ちがあるもんですからね。ですから私はもうその2万円と3千円についてはですね、こいではんどうがしてくいやんなど、いうことでいかくらの施設というのはいかくらがつくった施設ですからね。施設の使用料もないのけんひっくるめたところのことだと思えますよ。ですからそいもひっくるめた2万円足す3千円だというふうに思ってますのでね。だからそこまで詳細に言えるのかという部分がありますよ。

岩崎健二委員長

今、委員のほうからあったとおり、委員会として仮に調査を求めたとしても、参考人のほうで出せるものを強制することはできないと思いますが、もし出せるものがあつたら出していただきたいということですが。

濱門明典委員

一応、こういうものは補助金であり、税金ですから、詳細はちゃんと出すようにしてもらわないと困りますよね。

山田勝委員

補助金だ、公金だと言ってもですね、なんでんかんでんゆてよか、建設業の方々発注しました、いろんな発注しました、ないでんかいでん出せ出せて、そんなもんじゃないんですよ。だからちゃんと補助金の、ですから補助金じゃないんですこれはね。交付された金の目的にしたがって調査をし、目的にしたがって、だから私が言うのは当時、課長をしかった早瀬君にも確認をしてこの問題は審議していかないかんねえと思っております。ですから、ないでんかいでん税金やっでなひけ言わんと、そんなものを言つたらとても難しいもんですよ。

[発言する者あり]

岩崎健二委員長

ちょっと待ってください。陳情書の中で1番、2番というふうに出ております。この陳情について今この委員会は審査してるわけですので、この陳情の1番に平成25年から29年までの対策事業について支払われた交付金に内訳を調べてほしいというような項目になっておりますので、委員長としましては、参考人のほうに出せる資料を出していただきたいというふうに思います。出せないものについて全てを無理やり出せということじゃなくて、出せるものについてを出していただきたいと思うんですが、いかがですかね。

牧尾正恒参考人

今、いかくらの1千何百、1億2千万かな、金については、25年度から幾ら入ってきて何に使って、どうしていますという決算書がありますので、それに基づいていけばずっと続いてきますので、それは決算書を見れば幾ら入ってきて、何に使ったのかというのは一目瞭然、わかってます。これはもう公表してます。☆

岩崎健二委員長

それを出していただけますか。

それを出すことは可能ですか。

牧尾正恒参考人

公表しているから大丈夫です。

岩崎健二委員長

じゃあそれを出していただけますか。

牧尾正恒参考人

はい。

濱門明典委員

あと3番目の、平成25年度から28年度までの解体残渣処理の不整合なものを再調査をお願いしますということで出てます。25年度から28年度までのイノシカ流通対策事業の中で、解体残渣処理の不整合なものとされた数が152頭の報告であったと。阿久根の職員だけの過小報告である。現在では証拠として提出された写真だけの判定であるが、捕獲者本人からの立ち合いのもと、再調査すべきでありますので、再調査のほうをお願いしますとしてますが、どうでしょうか。

岩崎健二委員長

濱門さん、阿久根の職員だけというのは、これはいかくら阿久根の職員と。

[発言する者あり]

濱門明典委員

いかくら阿久根の職員ということですね、わかりました。

牧尾正恒参考人

その調査については、担当課の水産林務のほうの職員、それから我々のいかくらの職員、それから実際携わった職員、それから写真をもとに調査した結果、152頭ということで、これは市のほうの調査で終わって、この数字で間違いありませんということで、これについての1頭当たり152頭掛ける残渣が3千円ですので、この返済も終わっております。それから、2万円も解体しなかったんだからということで、2万円の152頭掛ける2万円のこれもすでに返還しております。そういうことです。

濱門明典委員

そのことはわかりました。解体処理に係る返還金ということで、今会長がおっしゃいましたが、なぜこんな152頭という不適切な頭数が出てきたんでしょうか。

牧尾正恒参考人

いかくらに持ち込まれたと言うか、数字、捕獲した数字は5千頭くらいだったかな。その数字は間違いありません。その中から、当然これは解体していないというのを抜かなければならないのをば、持ち込まれた数、捕獲した数イコール解体ということで出てたわけですね。だからこれは、不適切と言いますか、不正というよりも不適切、本当は抜かなくちゃならないのをば抜いてなかったというような間違いであって、いかくらのほうにも解体記録というのは、これは解体したときちっとやっておりますけれども、市のほうに報告する時点で、その抜かなくちゃいけないのが152頭ですかね、抜いてなかったというようなことです。

濱門明典委員

そういうことですね、ほかにも報奨金とかそういうのも一応、38頭のそういう数に合わない金額があったということとですね。そういうのが何でそういうことになったのかね、私もわからないんですが、帳簿をちゃんとつけとけば、市のほうにもちゃんと報告ができて、もし間違っていれば市のほうに自らですね、不正というか間違ってたというのをば市が調べるもなく、ちゃんと報告をもう1回やり直すのが会長の責務じゃないかなと思うんですが。

牧尾正恒参考人

それについては言われるとおりでと思います。ただ、そこらあたりの数はですね、意図

してしたものではなくて、抜かなくちゃいけないのを抜いてなかったというようなことで、市のほうにも責任負わせるわけではないですけど、市のほうにも報告したら市のほうも間違いありませんということで決裁もらって、ずっと進んできてましたので、私のほうでは間違いないだろうなというようなことできたようなわけです。

川上洋一委員

この陳情書の理由ですけど、これは平成25年から29年まで持ち込めない状態であるというふうに書いてありますけど、これはうわさによれば、持っていったら除名するというふうな触れがあって、持って行かせないようにしたんじゃないかなというふうには思うんですよ。それとこの2番目ですね、いかく阿久根鳥獣被害、これであれば被害が少しでも食い止められるといいながら、これ全く上と下とやってることと言っていることが、なんか私のほうから見れば、3つ子同然みたいなことを考えてるのかなと思ったりもするんですけど、ここの部分がちょっと私は引っかかります。

牧尾正恒参考人

川上委員の言われるとおり、いかくらに持っていけば除名するよというような触れを回してあるもんだから、持って行きたくても持って行けない。というのは、除名されたら自分の駆除隊員というのを外されるんじゃないかというような恐れがあって、持って行きたいんだけどもって行けない。持って行けば除外される。現在そういうことです。

岩崎健二委員長

今ここに、川上委員が質問されました陳情書の中に書いてあります阿久根の運営方針が不明確なため、現捕獲協会が持ち込めない状態にあるというふうに書いてあるんですが、持ち込んではいけないというような何か、今参考人が言われた何か、私なんかうわさで審査するわけじゃないので、何かそういうのがありますか。

牧尾正恒参考人

持ち込んだら除名しますというような文章がいかくらのほうに来ています。

木下孝行委員

今の質問、聞いたというか、いかくら阿久根のほうでそう言って捕獲協会の人たちに、持ってこさせない状況をつくってるわけではないということですね。

牧尾正恒参考人

我々協会のほうとしてみれば、持ち込んでもらいたいんですけども、持ち込んだらあなたは除外しますよというようなことで、いかくらのほうにもそういう文章が来ています、除外しますという。

川上洋一委員

なぜそういうふうな文章が出るようになったのかというところが、たぶん金銭的なトラブルと言うのかな、があって、それなんでしょうけど、その後が2番目が、いかく阿久根を結局、捕獲隊が運営できるようになればというのもちょっと引っかかるところで、私としてはですね。上で言った言葉と行動をとった言葉。それはもとに言えば、金銭的なトラブルがあったからそういうふうにしてやっているんでしょうけど、最後はいかく阿久根を隊が使いたいというふうな感じですけど、会長としてはこれに対してどういうふうに思われますか。

牧尾正恒参考人

いかく阿久根というのは一般社団法人ですから、捕獲協会にやれというのはこれは。例えば株式会社を自分のところにやれと言うようなことと一緒に、これはできるもんでもないし、これは法人というしっかりとしたものがありますので、これはもう私も理解に苦しみます。

岩崎健二委員長

ちょっと待ってください。まだたくさんあるようでしたら、ここで休憩して昼食を挟み

たいと思いますが。参考人の方の時間的なこともあると思いますが、午後からでも大丈夫ですか。

牧尾正恒参考人

大丈夫です。

岩崎健二委員長

では、ここで暫時休憩します。

(休憩 12:06~13:02)

岩崎健二委員長

休憩前に引き続き委員会を再開します。

委員から質問ありませんか。

木下孝行委員

1点だけ、前回の委員会の陳情、当事者の参考人の意見を聞いた中でですね、土地の名義を妻の名義にしたということで、先ほど会長のほうから説明もあったんですけども、そのときに参考人のほうから有志一同で会長にお願いしたがかなわなかったというような話もきいたんです。有志ですよ、団体の有志、いわゆる捕獲隊じゃないんですか。その捕獲隊なのかわかりませんが、有志の皆さんで名義を妻に変えたことに対して、何かお願いをしたと、変えてくれなのか、おかしいんじゃないかとか、中身はわからないですけどもお願いをしたということだったんですよね。そういう中でかなわなかったということが言葉の中に出たんですけども、なぜ奥さんの、私もちょっと疑問に思って、その話を聞いたときにですね。一社の名義にするなり、ほかに名義を変えるにふさわしい人がいたんじゃないかなと思って。奥さんの名義になぜしたのかなとちょっと疑問を感じたものですから、そこに1回お答えもらえますかね。

牧尾正恒参考人

名義に変えたというよりも、宮原さんから私に全部買うてくれんかと、というようなことで、じゃあ買いましょうというようなことで、あそこは難しいことを言うと、農地の場合は一社では買えない。宮原さんとしてみれば、全部処分したいから、もう息子も帰ってこないから、全部買うてくれんかというようなことで買った。あそこの反別が1町超えるんです。1町超えれば届けをしなくちゃいけない、国、県のほうに。そういった部分もあって、今建ってるあそこの部分を引けば1町歩切れるというようなそういうこともあったりして、家内の名義にして、残りの1町歩近くは私の名義というようなことにしたと。今、言われたあそこをば、何で、申し入れがあったような話ですけども、そういうのは一切ありません。

木下孝行委員

いろいろな状況があって、千坪ですか、1町歩ですか、というラインがあって、そこを超えないとなかなかいかなかったというような理由があって、全部妻の名義にしたと、妻の名義と自分の名義にしたということですけども、建物が立っているところが確かにその1町歩というクリアはできなくなるかもしれんけども、当然そのところが一社じゃなくてですね、ほかの人の名義になれば後々いろいろと不便が出てくるというのは、これは当然予想がつくだろうと思うんですよ。そういう中で名義を妻の名義にしたとか、そこで一社の名義にそこだけは1町歩をクリアできなくても、後々問題が出るということを考えたら、そこだけは一社の名義に建物のところだけとはか、そういった考えには及ばなかったということですか。

牧尾正恒参考人

あそこをですね、元々宮原さんの個人のものであるというようなことで、あれが全然知

らない第三者のほかのほうにわたるよりも、会員である私のほうの牧尾のほうにしたほうがいいんじゃないかというようなことと、それからあそこを一社で買い取るよりも、今賃貸ですときてますので、必ずしも一社の名義にしくちやいけないというようなことは私は考えていませんでした。

木下孝行委員

ちょっとそこを私は納得ができないというかですね、やはりそこはあえて一社の名義に将来のこと、いろいろ問題が出てきたことを想定すれば、そこは建物、土地が一体となった形のほうが私はどうせ名義を変える状況になったときには、そういうのがふさわしいんじゃないかなというふうに思ったりもしましたもんですから、その質問をさせていただきました。

あと、向こうと言いますか陳情者のほうの要望書の中に、その後の運営についての指針を求めたいということがあるわけですが、先ほど牧尾さんが川上委員のほうの質問に答えられて、今の施設は捕獲隊のほうには譲るというか、そういうのがあってもそういう気持ちは今はないというようなことを言われたと私は認識したんですけども、いろいろと収支の部分のほうは今、係争中であつたりとか、市のほうが調査済みというところもあつて、私はこの収支の部分ではもう何も言うところはないんですけども、今後のいかくらについては、我々も先ほど山田委員からもあつたみたいに、平成24年にこの委員会です、私も山田委員も岩崎委員も中面委員もそのメンバーにおいて、一生懸命に捕獲協会の人たちと意思をともにして、阿久根の農産物の被害を抑制する。そして担い手をふやしていく。そして副産物になるシシ肉、シカ肉を流通させて、阿久根の発信をしようということで、我々も全面的に協力して建設に向けていったいきさつがございます。こういった形で今、こういうふうになってることは非常に残念に思っておりますし、また一昨年の12月に、私が当時の議長のとときに、会長と問題をあげた人たちと、市長と4者で話をしたいきさつもあつてですね、その当時からこの問題が発生したんだろうと思つて、そういった協議会もしてきたんですけども。要するに一番の原因は、おそらく最初の説明不足がこのようにつながってきたのかなというふうに私は思っております。そのときも、会長のほうにはしっかりと、今後、説明を十分会員の皆さんにしてくださいということは強くそのときに言ったつもりでもあるんですけど、なかなかそれがその後うまくいかなかったというのいろいろな状況の中で確認はしております。しかしながら今後、陳情者の団体、捕獲隊といかくらがうまく両立していつてもらうことが今後の阿久根市の、そういった鳥獣被害のさらなる発展にもつながるといふ思いがあれば、どっか何か妥協点といいますか、お互いが納得できる形にもつていかんとこれは収まらないんじゃないかなという思いもありまして、会長のほうが、参考人のほうが先ほども答弁されましたけれども、今後の管理運営について、どうしていきたいという考えか、もう1回聞かせていただきたいなと。

牧尾正恒参考人

最初に、捕獲隊に譲る気持ちがないと、これは譲るとかなんとかじゃないんですね。あれは一般社団というのは、会員が43名、いかくらの会員がいるんです。もちろん、今の捕獲隊の中のほとんどが会員です、一社の会員なんですね。その会員が一社を訴えるとか、阿久根の捕獲隊にやれとか、運営任せればうまくいくんだという、なんでそういうことを言うのか。あそこが去年、捕獲隊の人は全員会員だという取り扱いでしてきましたけれども、去年、幸い改選時期でしたので、一社の定款どおり、一社の会員になりたい人ということで、なりたい人は申込書出してください、そのあと盛り上げていこうということで、足引っ張る人もいたり、いろいろ話も聞くもんだから、あそこを全面的に盛り上げていこうじゃないかというような観点から契約書も出してくださいということで、全会員に呼びかけたんです、一社の会員に。その結果、43名の人があそこの会員になったわけですね。

だからみんなに呼びかけて、定款どおりみんなに呼びかけて、じゃあ書類が出た、会長が認めたということ、それが43名になるんですけども、その43名がいるわけだから。だから43名の中に入ってない人が何名かいます、今の捕獲隊の中にですね。だからほとんどがその捕獲隊の中の人たちがあそこをやれとかなんとか言うような、あそこに持って行くなというようなことでもめている。だからあそこを譲るとか譲る気持ちとかそういうのはなくて、その43名で今のところいるわけだから、その人たちが運営していけばいいんであって、あそこをなんか私のものみたいに話をする人がいますけども、あれは決して私のものではなくて、43名の人たちのものであって、その中からたまたま私が今、会長をしてるといようなことであって、あれは決して個人のものではないといようなことですね。それと、川上さんでしたかね、ちょっと持って来るなと言うか、持って来ないのか持って行かないのかという、ちょっと話しがありましたけど。このですね、ちょっと読んでみたいと思いますけど、あそこに持ってくれば除外するよとかなんとかという文章なんですけども。この文章はですね、一般社団法人いから阿久根殿、代表理事牧尾正恒宛てで、阿久根市捕獲協会、会長尻無濱清という名前で、31年の2月の4日に阿久根市有害鳥獣捕獲協会からの代議員選挙について意見というのが出てですね、一般社団法人いから阿久根の現状は運営が不透明のまま推移しており、このような中で法人の会員42名と書いてありますけれども、実際43名です。代議員選挙を行なおうとしている。しかし新たに出発するには改めて阿久根市内の猟友会会員に対して、再度一社いからへの参加確認を行った上で、代議員を選出することが望ましいと思います。一般社団いから阿久根がゼロからスタートするには、会員の団結が不可欠と考え、この申し立てが受け入れられない場合は、阿久根市有害鳥獣捕獲協会からの搬入をとめるしか方法がありませんので検討を申し出ます、といようなことが2月4日に来てですね、また代議員選挙を会員を募れといようなことなんですよね。これについては、会員を43名きちっと決まったといような中で、またやれといようなことですので、これについても弁護士のほうとも話しましたけれども、その必要はないでしょうといようなこともあったりしてですね。その後、3月2日土曜日の捕獲協会役員会決定事項ということで、この文書の下のほうにですね、3月4日のいから阿久根の説明会には出席しないと。役員会がこういうふうに決めたと、出席するなど。このとき確か仮屋園委員も行かれたときでしたかね、行くなど。もし出席した場合は捕獲隊から除外するといようなものをみんなに回してるわけですね。こういうふうにして行くなどいって、その後ですね、ことしの4月24日の日にいから宛てにですね、会長尻無濱清、ここは捕獲隊になってる、なんで捕獲隊になってるのかわかりませんけれども。

[「名前を変えたということでしょ」と呼ぶ者あり]

いから阿久根の捕獲者の自己負担の理解についてと。4月1日からの解体業務を休止します、の連絡を受け、会員の連絡をお願いされましたが、自己負担での処理については説明もなく、このような通知が来る自体がおかしく、会員のトラブル及び阿久根有害捕獲隊の混乱を引き起こす原因であるので理解できません。理解できるいから阿久根の運営を行うには、会員の搬入を受け入れずに、トラブルにならないようにするのが望ましいと思いますので連絡します。このような状態の中で、解体処理を行うのであれば、持ち込んだ会員については、捕獲隊を辞任してもらいますと、いような書類が回ってるもんだから、持って行けば捕獲隊を辞任してもらいますといようなことなもんだから、取った人も持って行けないわけですよ。私のほうで、30年度も2万とか3千とかといようなのもゼロです。それから31年度も出しませんといようなことですので、今までは2万3千円、今現在は2万2千円でしたけども、2万2千円市のほうが出してくれるから持ってくる人たちの解体するについては、金は全然持ってきた人から取る必要がなかったんですけども、市のほうで2万2千円出しおったのも出さないとすると、私が尻無濱会長に言ったのは、

出さないんだったらやはり応分の負担はしてもらわなくちゃいけませんよと、というようなことで話をしたら、こういうような文章が来たというようなことですね。

木下孝行委員

今、いろいろと話をさせていただきましたけれども、この要望書の中でもですね、陳情者の中でも、理由の中の一つにですね、いかく阿久根を阿久根市有害鳥獣捕獲隊が管理運営できるようになれば、農作物の被害が少しでも食い止められるということがあるわけですが、阿久根市の有害鳥獣の組織というのは脇本と阿久根と2つあるわけで、ちょっと身勝手かなと、私が思うには、阿久根が運営をすればという、阿久根だけを考えたような中身についてはちょっと今、疑問を感じているんですよ、実際に。だけどころいった陳情でしてきたとしても、阿久根の全体を考えれば、なんとかうまく元のさやに納まる形をとれるように進めていかないかんとということであるし、なかなか行政と議会には正直言いまして、この間に入ってやっていくという立場にはもうなくなるわけでありまして、そこは両者の皆さんが今後、なんとか努力をしてもらいたいということをお願いしまして、私は質問を終わります。

濱門明典委員

ここに捕獲協会の会員の人が、署名と捺印でやってるんですが、いかく総会の決議を得た上で、保護等に協力した隊員に還元していたと会長はおっしゃってるんですよ。2番目に余剰分が発生した分に係る余剰分の一部につき、捕獲協会の総会決議を経て全員に対し配布したと、こうおっしゃってるんですよ。それで上記捕獲謝金におけるいかく総会決議及び出勤経費の捕獲協会の総会決議に行われていないし、捕獲謝金や出勤経費の金額も知らされていなかったことを書面をもって報告しますと、こういうようにして、ほとんどの方が、46名ですかね、ここに名前と押印をしていらっしゃるんです。だからそれだけの説明がなかった補助金をですね、会長さんであるこういう人たちはそういう説明がないままにやってたと。会長の一存でやってたのかなということ、こういうことになってるんだと思います。それで私も一応ここにもらったんですが、令和元年8月1日現在の調査の会員を49名のうち46名がここに署名しています。協会とは、総意のもとで補助金使用目的を決定し、運用するものではないんですかと。会員に報告しない補助金の流用は会長の私的流用にあたるんじゃないですかと、こういうことを書いてここにもこうして、
[発言する者あり]

川上洋一委員

今の署名の話ですけど、聞いとけば、こういうような書類を出すような、結局持って行けば首にするぞというような協会が、署名捺印をさせるというのは、ここに印鑑を押さなければ首にするよと言うのと一緒ですよ。だから、それははっきり言って、濱門委員の紹介に対しては私は少し疑問を持ちます。以上です。

[発言する者あり]

岩崎健二委員長

ちょっと待ってくださいね。今、濱門委員の今のその資料については、ほかの委員は誰も持っていないと思いますので、中身を説明されてもわからないですからね。だから、要点だけを話してくれませんか。

濱門明典委員

そういうふうに戻したとか、そういうことでこういうふうにしてるんですけども、実際にそういうことがなかった、49名中46名の方がこうして署名捺印をされているわけですね。これが脅迫的に、川上委員が言われたように強制的にしたものなのか、みんな自主的にこうしたものなのか、そこらがちょっと判明しないもんですから、私もこういう書類をもらって、ここで言っとったほうがいいなということで、説明したわけですけども、実際にここに。これはこれでいいですけども、この事実というのはあったということで

すね。

牧尾正恒参考人

私はその話は初めてですね。というのが49名中46人というのは、これは捕獲協会の問題じゃないですか。いかくらの会員というのは43名しかいないんだから、ちょっとおかしいですよ。その49名中46人の署名があると、そんな話も私は初めてだし、だからそういうのがあって出したけども対応しなかったと、全然そういうのは私は初耳ですね。

川上洋一委員

私、この前17日の説明会のときに、会長の尻無濱清さんかな、説明を聞いて、いかくらに持って行って1匹たりとも持って帰ってないみたいな感じの説明を、解体した肉を一切れたりとも持って帰ってないみたいな感じの言い方を私は受けたんですけど、説明会のときに。ということは、後から聞いたら結構皆さんやっぱり部位部位で持って帰っていると、正直なところが、はっきり言って。そういうのも少し過ちがあるんじゃないかと思うんです。今参考人の補助者が前説明されましたけれども、実際にこうやってキロ数をしていくと、どんどん目減りすると。金はもらった、肉はもらって自分らで売ると。言葉は悪く言うんですよ。そういうパターンになってきて、もっと人間の欲が出てくるんじゃないかというところは私はどっちのひいきじゃないけど、少し考えます。

岩崎健二委員長

参考人の時間的なものもあると思いますので、委員の皆さんの御意見とかというのは、またのちほど聞きますので、ここは参考人に質問のことだけをしてくれませんか。

濱門明典委員

ちょっと順を追ってお聞きしますので、イエスかノーかでいいから教えてください。

岩崎健二委員長

1問1答をお願いします。

濱門明典委員

解体施設等の建設に伴う事業の企画とか、市担当者との同会にあなたも参加されましたか。

岩崎健二委員長

もう一回お願いします。

濱門明典委員

いかくら解体施設等の建設に伴う、事業を行う場合ですよ。それに会長も市の担当者と一緒に参加されましたか。

牧尾正恒参考人

どういうふうにもっていけばいいかということで、市のほうから端的に言いますと、こういうのをつくってくださると、2万3千円出しますからと、ゆうようなことでスタートしたということですね。

濱門明典委員

これに伴う各種の補助金の金額の要望はしましたか。

岩崎健二委員長

参考人のほうから市のほうに金額について要望しましたかということです。

牧尾正恒参考人

ありません。

濱門明典委員

解体施設の建設資金について、自腹かそれとも借り入れか、借り入れとしたら個人での借り入れか、それとも団体長名での借り入れか。

[「さっき説明、話はした」と呼ぶ者あり]

それはさっき話をもらいましたので。それから、解体施設は団体のものか、それとも個

人のものか。これは団体のものですね。

牧尾正恒参考人

それは言いましたように一般社団のものです。

濱門明典委員

それから解体施設建屋の土地は団体名義か、それとも個人名義かということで、これも個人名義になってるんですね。

[「いえ違う」と呼ぶ者あり]

牧尾正恒参考人

これは個人名義にしたらいろいろごちゃごちゃなるからということで、法人を立ち上げて法人の名義にしてあります。

岩崎健二委員長

ちょっとまってくださいね、建物は確かに法人が登記されました。土地についても法人ですか。

[発言する者あり]

土地については個人名義ですね。

牧尾正恒参考人

個人名義です。

岩崎健二委員長

土地については個人名義、建物については法人名義。

濱門明典委員

それから阿久根市の年度予算額にしては、億がつく額の各種補助金等が投入されているが、振り込まれた後は、使用科目が異なっても代表であったあなただけの意思で何にすり替えて使用してもよかったと思っているかという質問があるんですけど。

[発言する者多数あり]

じゃあこれは、補助金は全てがいかくら阿久根の運営とか、そういうのに使われたということですね。

牧尾正恒参考人

それは決算書を見ればわかるように、そうです。

濱門明典委員

それと、あとですね、先ほど25年、26年は監査を受けていると、それで署名と判こをもらっているというから、そこの部分のちゃんと書類を提出願いたいんですが、よろしいでしょうか。

牧尾正恒参考人

それはどっちのほうのですか。

濱門明典委員

25年、26年に監査を受けたと言いましたよね。監査員が2人で署名して判こをもらいましたと会長はおっしゃいましたから、それを出してください。

[発言する者あり]

岩崎健二委員長

休憩します。

(休憩 13:33～13:34)

岩崎健二委員長

休憩前に引き続き委員会を開催します。

濱門明典委員

先ほど私が質問した中で、25年度、26年度の監査がありましたよね。2名監査員が立ってたから、そこに監査員が帳簿を見て、署名して捺印もらいましたと会長は言いましたよね。その署名と捺印のところをば出していただきたいです。よろしくお願いします。

牧尾正恒参考人

今、事務の引き継ぎをやっておりますので、私のほうにはそれはありません、書類は。今の捕獲協会のほうに行ってます。それで、25年、26年についてというのは、25年、26年についての質問だったから、25年、26年については監査受けて印鑑ありましたと言いましたが、その後はずっと向こうにありますので、ただ25年、26年だけじゃなくて、質問が25年、26年についてということだったから、私のほうで25年、26年についてはこうしてありますよと。さっきも言ったように、私のほうは事務引き継ぎしておりますので、私のほうには書類は一切残っていません。

[発言する者あり]

濱門明典委員

捕獲出動日数にかかる返還額というのがあるんですが、これが859日不適切な日数というふうになってます。これは何でこんな数字が、859日も不適切な数字というのが上がったんでしょうか。

牧尾正恒参考人

これは捕獲協会の話ですけども、捕獲協会の立場で、私が当時会長でしたので答えますが、24年度まではほとんど鉄砲が主体で出動した日数はわかってたんです。今から行きますからというのは連絡がきおったから。それで誰が何日、何時出たというのがずっと記録ありました。わなについても何日くらい出たのというぐらいで聞いておりましたけれども、今度は25年度からは、会員がかなりふえて、わなでやる人たちもかなりふえて、捕獲頭数も778でしたかね。今まで500頭だったのが778頭でしたかね。それだけかなり獲れて、日数が何日出たかというものについては、聞き取りでやってましたけれども、例えばAという人が10頭獲ったということであれば、10頭獲ったんだったら餌も入れに行く、見にも行くというようなことで、大体推計で何日ということを出したというようなことで、これだけ獲ればだろうと。それと、やはり見回りというのも例えば仕事に行く途中、見ればそれも見たとということに、そういうふうな非常に皆さんにとってはいいことでしたけども。だから、そういうことで推計でやってましたのでそういうふうな日にちが出たということですね。決して、たくさんの日をちをとって会のほうが潤うようにとかというのは一切ありませんでしたけども、推計で何頭獲ればこのくらいだろうということをやったと。やはりそういうふうなことで、ある人が私はそんなに出てない、出てない証拠にどこに行ったんだというようなことですね、そういう話しが出て、調べ直したというようなことですよ。だから決して水増しして、たくさんにして役員の中でなんか使ってるんじゃないとかそういうふうな話も聞きます。だけど実際そういうのは会の中に金は入ってるわけだから、だから返還するときも会の中からその分は返還したと、というようなことです。

濱門明典委員

この859日というのは非常に多いですよ。2年ちょっとというぐらいですから。やっぱりこの日付というのはもうちょっとしっかりした精査をして、するべきじゃなかったかというふうに思います。こういう市の税金で、国の税金ですから、ここらの部分というのは安易にやるとこういうことになるわけですよ、実際。だからこういうのはしっかりした形でしていかないと不信を買う、今会長が言われたように余計なことまで尾びれが付いてくるわけですね。そういうことをやるとですね。それは返納していらっしゃるということで、市のほうもいろいろやってますけども、こういうことがないようにするために、しっかり市からの監査というのはあったんでしょうか。補助金を申請するにあたって、申請書とかそういうものは牧尾さんがされたんですか。

牧尾正恒参考人

補助金の申請についてはですね、市のほうからこういうふうになりますよ、この金額になりますよというのを持ってきてもらって、そうですかということで印鑑ついてくださいということでしたのであって、我々が誰が何日出て、どうしたんだという集計は一切やっております。ただ、月々毎月報告はしてますので、市のほうはわかってる。ところが決算の締め日の関係でですね、4月1日から3月31日まで年度はですけども、予算の関係とかいろんな関係で3月31日じゃなくても、3月10日なら10日でここで切りますよとか。あとの残りについては来年度に出しますというようなそういうことで、我々のほうじゃどこまで切ってどうなのかというそういうようなものはできないと言うか、これは市の都合ですので、そういったようなことで、我々は市のほうは何頭獲りました、何日でしたということで書類を持ってきてもらって、それに印鑑をついたということですよ。

濱門明典委員

実際に、市の監査というのは、市が全部つくりたてて、そういう決算書でも何でも報告があったものをつくり上げて、牧尾さんこれでいいですかという形で持ってこられたということですか。

牧尾正恒参考人

請求するのがですよ、謝金。謝金というのが1頭獲ったら6千円という謝金。それから活動手当というのは1000円と1500円があると。この合計額がこの金額になりますけどというのをば、市のほうから持ってきてもらって、それを見て我々が印鑑ついたというようなことですよ。

濱門明典委員

その頭数というのは協会のほうで頭数はこうでしたと一応申請するわけですよ、市のほうに。

牧尾正恒参考人

例えば4月1日から4月30日まで指示書が出ます。この日について5月早々に誰が何頭獲りました、何日出ましたという報告を市のほうに出すというようなことですよ。

濱門明典委員

それに対して市がそういう請求書みたいなこうこうですよということで持ってきて、会長がそれを受けたということですよ。

牧尾正恒参考人

本当は我々がつくらなくちゃいけないでしょうけど、いろいろな事情だったり、取りまとめとかそういうのは市のほうでこれだけになりますと。3月末の分についてはもう来年度回しですよとかというそういう話もありたりして、そうですかということでしたということと、さっき言われました市の監査がとかありましたが、市の監査というのはこれはありません。市は交付するだけですから。あとは交付してそれを会員が会でどういうふう運営するか、それについての監査はありますけども、市からの監査はありませんけども、不正があったとか何とかという話があって、いろいろ帳簿とか何とかというのもかなりの長い期間かかって監査がありました。それについて不正はなかったという結論できるといようなことです。

濱門明典委員

今、言われる決算書類というのは協会から頭数とかそういうのを聞きとった中で、こひこひになりますよということの決算書をばして、会長さんのほうで判こを押したということですよ。

[発言する者あり]

岩崎健二委員長

今、いかくならぬ捕獲協会が毎月、今月は何頭獲りました、何日出動しましたと、それ

を市に提出をして、その取りまとめを市がした結果、ことしの分については幾らですが、これで間違いはないですかということで会長のほうに伺いがあって、会長はこれで間違いはないでしょうということで印鑑を打って、会長が請求書出したことになってると、いうことになりますね。いいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

ほかにありませんか。

仮屋園一徳委員

先ほどから言いますように、私は脇本の捕獲会員でありますし、脇本の捕獲協会としては、会員それぞれができるだけ早くいかくらを再開してほしいという要望が大変多いです。と言いますのも、以前は脇本は非常に一時期、イノシシが多くて大変だったんですけど、一時期ほとんどいないというくらいに少なくなったんですけど、最近はまだふえだして、しかしふえてはきてるんですけど、いかくらに持ち込めないもんですから、捕獲意欲をなくしてるわけですよ、会員が。そういうことからしますと、できるだけ早い機会に再開してほしいんですけど。私はいかくらのほうも会員の会にもほとんど出席してるんですけど、その中で市のほうが令和元年度から補助金をいかくらには出さないよということを決定されて、ことし4月以前の段階でそういう発表がありました。その理由としては、解体費用じゃなくて解体した肉を処理することによって賄えるんだというのが市の回答でした、その会の中で。しかしながらいかくらとしては、途中から半日しか、午前中だけですかね、午前中だけしか開いてなくて、午後については経費がないので、開けることができないということで、途中まで続きまして、現在では完全に閉めていっちゃるということなんですけど、もしいかくらを今後再開するとしてもですね、ある程度、肉を販売した収入があっても、恐らく難しいんじゃないかと、1日開けていくのは難しいんじゃないかと思うんですよ。その辺について、参考人にひと言御意見を伺いたいと思います。

牧尾正恒参考人

30年度ですね、私は市のほうからごたごたしてるから、補助金は出しませんよということで、30年の4月からスタートしました。4月からスタートしましたが、そんなに言うてるけども、やはり捕獲したものを持ってきたのは解体すべきだということで、そのうち市のほうも補助金を出してくれるんじゃないかというかすかな思いでやってみましたけども、とうとう30年度はゼロと。全然補助金を出さないということに決まったと。何で出さないように決まったかと言うと、市長答弁を見ますと、肉を売れば採算が取れるんだから、だから出す理由が見つからないというような答弁でしたよ、市の広報を見るとですね。ところがですね、30年度全然もらわないでやった、30年度は収入はゼロですので、ゼロでやってみて決算が出てますけど、1200万の赤字です。だからまだ今の時点では市の行政のバックアップなしではまだやっていけないというような状況ですね。30年度からこういうふうになりますというようなことで、市のほうの水産林務のほうが一頭あたり1万とか幾らとかいうようなこういうふうなのをこれでやってくれないかということと言ってきましたけど、それはしかしいきなり今まで2万2千出たのを1万か1万5千とか、それは厳しいですねと。しかし厳しいと言ってなくても、もう5年経ったからこころ我々も頑張ってやらなくちゃならないだろうということで、これはもうしょうがないなあというふうには、それでいこうと。もしそれでいって採算が合わないときはまた考えますからという水産林務の話だったんですけども、それが全くゼロというようなことで、今まで1200万の赤字が出たのは、今までどおり2万とか出ればこれは赤字にならないんだけど、ゼロだから1200万の赤字になったと。今までの内部保留金があったからそれでなんとかできましたけれども。しかし、今となっては今度は31年度も出さないということですので、難しいですよ。それと、やはりいつ再開してもいいよというか、メンテを入れないかん、ガス、水道とかいつでも使えるようにしている。閉めてしまえば、やはりすぐに動かすのは

難しくなってきますので。やはり、ジビエというのは今からのものであって、自分たちだけで生きていきなさいというようなことは。確かにしたいという方は幾らでもあります。そういう解体施設をつくりたいという。じゃあ採算が合うかという、行政のバックアップがないと今のところは、さっき言いましたように1200万も赤字が出るような状況ですので、これは市のほうがやはりある程度のバックアップをしてもらわないとなっていけないというのが、今の現況です。

仮屋園一徳委員

関連して、先ほど解体したうちの20%前後しか肉はいかくには残らないんだということですので、私はそれを聞いてびっくりしたんですけど、今までに解体費用とかそういう話は出てこなかったんですかね。

牧尾正恒参考人

その解体費用というのは阿久根市が出してくれたわけです。2万と2千円というのは、2万というのはですね、解体費用の経費を1万、当時25年度スタートするとき到大工の日当が1日1万だから1万にしましょうということで、積算されましたのが1万。それからあと残りの1万は、後継者育成ということで、ジビエの利活用を進めようというために1万で、2万出しましょうというようなことで、その2万出してくれる、そして残渣の費用も3千円出してくれるから会員は持って来さえすれば全然出さなくてよかったわけですね。

仮屋園一徳委員

今の私の質問がちょっと悪かったんですけど、その解体費用じゃなくて、会員からいつまでも行政におんぶでだっこじゃいけないので、会員から少しでも持って来たときに解体費用を負担してもらおうとか、そういう話はなかったんですかということで、今の3千円については先ほど山田委員からもあったようにですね、それは施設に充てるんだということで、それは理解するんですけど。その辺の会員からという話は今まで出てこなかったでしょうか。

牧尾正恒参考人

市のほうが2万2千出すのがゼロですよ、出しませんよということになれば、私は捕獲協会のほうに言ったのが、出ませんので応分の負担はしてもらわなくちゃいけませんよ。応分の負担というのが幾らかというのですね、みんなで決めなくちゃいけないけれども、ただ、市のほうが被害が広がってみんなが意欲をなくしているから、幾らか出しましょうというのであれば、その応分の負担が幾らになるかはですね、またその時点で考えないと、現在は幾らだというのはまだ出せないというふうに思います。

仮屋園一徳委員

そうしたら、市が今までその分を負担してきたんですけど、いずれはやはり一人立ちしないといけないので、じゃあ市の補助がなくなったときはどうしようかと、そこまでの危機感はなかったということよろしいんですかね。

牧尾正恒参考人

危機感というよりも、我々もそういうふうにしてもらってたから、会員も非常に意欲的になって、500頭獲れてたのが1100頭とか1200頭獲れて、非常に効果が上がったわけですよ。だから市のほうも金を1億とか幾らか出してますけれども、それについては500頭のが1100頭、1200頭、コンスタントに獲れてて被害も少なくなったということで、非常に効果があったと思いますね。だから、これもいつまでも我々はそういうふうには行政には頼らないでというふうな、スタートからそういうのはありました。というのは、汗をかかない補助金というのは1円ももらわないということで、市からはそういうふうなお金は1円ももらっておりません。それから国からのものについても1円ももらっておりません。しかし、どうしてもやっていけないというときはまたお願いしますけれども、できるだけ

足かせのない、我々は頑張るだけ頑張って、どうしても足りないときはお願いしようというようなことで今まで進んできてから、足かせのある補助金というのは入っていないということです。

[仮屋園一徳委員「了解」と呼ぶ]

岩崎健二委員長

今、会長のほうからジビエにして売却した値段では1200万ほど赤字が出るという話があったんですが、これが持ち込めたものを100%いかくらとして売却できても同じことになりますか。

牧尾正恒参考人

まだ今の時点では、持ち込まれました、解体しました、肉がありますで、そのままずっと売れるものではないですので、なかなか厳しいですね。

川上洋一委員

私も聞いていると、結局、牧尾会長側も捕獲隊側もともにそこらへんを公金頼りみたいなどころが多少あったんじゃないかな。だから、さばいた肉を持って帰れる、さばいた肉を持って帰れても金は来るというシステムだから、お互いにそこがいいぐあいに頼りあった部分があるんじゃないかなと思うんですね。以上です。

中面幸人委員

あと、17日の日にですね、提出者からお聞きしたいというのがあるので、すみません。まず1点、簡単でいいんですが、一般社団法人いかくら阿久根、施設ですね、この施設の建設費について調査してほしいということでしたので、まず、その中でも建物に幾らかかったのか。設備にかかっているものというのがもしわかれば。先ほど建物については1千万ぐらいという話もありましたけれども、その辺を教えてください。

岩崎健二委員長

数字がわかればお願いします。今、ここに数字の持ち合わせがないようでしたらあとの提出でも。

牧尾正恒参考人

参考までに、わかっている範囲で。25年がスタートでしたので、25年から26年の3月31日までに建物がですね、1012万8215円かかっております。倉庫とかそういうものが45万。それから、建物自体は1057万8215円です。あと進入路です。じくってて舗装しなくちゃならなかったということで、これが25年の8月に25万払っております。それから、あそこに供養碑というのを建ててあるんですけれども、その供養碑に26万2500円。あと機械ですね、真空包装機が30万とかですね。26年度中に取得した合計、いろいろこうありますけれども、合計がですね、26年の3月31日まで1,287万915円です。26年の4月1日から27年の3月31日まで、いかくらの増設したのが150万とか、冷凍庫のプレハブのが75万6000円とか。入りきれないから冷凍庫を大きいのをつくろうと。これとか、真空包装機が98万2800円とか、こういうもろもろの27年の3月31日までに、合計が2038万835円です。27年3月31日までですね。そのあと、27年4月1日から28年3月31日までに、増設工事30万とか、便所も外便所があるだろうということで、外便所をつくったのが39万9600円とかですね。トイレの建物は124万8000円ですね。こういうようなものを28年の3月31日までにやりまして、この合計が2345万2525円、これが28年の3月31日までにいろんなものを買ったり、建物を建てたりしたのが28年の3月31日までに2300万ですね。28年の4月1日から29年の3月31日までにチェーンブロックとか、そういうものを買ったりして、29年の3月31日までのトータルが2445万6991円。ということで、ここで大体いろいろ買わなくちゃいけないもの、設備をしなくてはいけないというのは。それから30年の3月31日までで、いわゆる29年度でですね、トータルの2523万5735円、約2500万、30年の3月31日で大体済んだというようなことです。

中面幸人委員

あと一つですね、有害鳥獣被害捕獲対策推進業務委託事業について調査してほしいということで、この中で委託料の使い道、使途について。例えば、提出者がですね、調べた結果、委託料の使途について、待機料、待つ待機ですね。待機料として処理されているようだが、これを調べてくれということなんですが、この説明はできますか。

牧尾正恒参考人

委託料については、これは捕獲協会のほうの委託料であって、一社のほうの関係ではありません。だから、一社はあくまでもイノシカ肉流通のでありますので。

中面幸人委員

いかくらの施設の回答だったですけど、これがですね、平成25年から29年度までですね、委託料というのが、例えば平成25年度は阿久根の420万とか、脇本のほうに300万というのが払われている、この件ですが。これが調べたら待機料として処理されているということだったと。それはどういうことかということ調べてくれということでしたので、お聞きします。

牧尾正恒参考人

25年度の阿久根市が示した予算一覧ですけど、25年から新規で始まって、委託料というのは阿久根市の有害鳥獣捕獲協会に240万、それから脇本に180万で委託しますと。この委託についての内訳は、阿久根市のほうでいきますと待機賃金ということで800円掛ける8時間の20日の12月で153万6000円、それから補助賃金ということで800円の8時間、5日、12月で38万4000円、それから車両の借上料ということで24万、燃料代として6万、電話料として6万と。消耗品代ということで12万、計の24万というような計算のもとで委託を受けたというようなことで。

中面幸人委員

そうすればですね、平成25年度は同協会に振り込まれて、平成26年度からは一社となった捕獲協会に、平成26年度の場合は780万円振り込まれているわけですが。仮に780万円について、さっき話がありましたように、待機している人たちですね。その待機というのを教えてください。

牧尾正恒参考人

この待機というのはですね、阿久根市がなぜ委託したかということ、阿久根市のほうに被害があったというようなときになかなかすぐ行けないということで、阿久根と脇本に委託して待機してもらって、被害の報告があったときはすぐ行って指導するとか、写真をとるとか、いろんなそういうことをしてくれということで委託されたということなんですよ。今言われた一社のほうに振り込んであるのはなぜかということ、さっきの謝金とか活動事業費と一緒に、一社を通して捕獲協会のほうにいくというような流れですので、一社に振り込まれているようですけども、これはほかの謝金と同じでその窓口を通るということです。

中面幸人委員

この委託料について、待機料として処理されているということは、その待機については被害届が来たときに見に行ったりする、調査に行く、そういうための待機料として委託を受け入れるとしての理解と、そして、一社、阿久根市有害鳥獣捕獲協会に、窓口には振り込まれたのをそれぞれの阿久根と脇本の協会に振り込んでいるから、実際は一社のほうにはありませんよと。

牧尾正恒参考人

の収入にはないと。

中面幸人委員

ないということで、そういうことで理解して、そうすればあとは各協会が処理したこと

ですから、それはこれで説明できると思います。

それとですね、あと一つ、議員としてお聞きしますが、私を知る限り、1人の会員が年間100頭以上とっていらっしゃる方がおります。1人ばかりじゃありませんが、先ほど補助者のほうからですね、歩留まり等もお聞きしましたけれども、この100頭とった人たちがですよ、その肉を半分以上とか持って帰っていらっしゃるということなんですが、いかくらの施設を運営されている役員としてですよ、100頭とった人はその肉をどうされているか聞いたことはございませんか。そうじゃないと、謝金とか、出動経費なんかで今いろいろたごたごたなって訴訟が起きてる状況でございますから、そういうようなのをもらった上に自分なりの販売ルートがあるのか。100頭ですよ、100頭。その辺のところは感じていらっしゃるいませんか。

牧尾正恒参考人

実際、見たわけでもないし、どうとは言えませんが、ある人の場合は売っているという話は聞いております。実際、売っている店なんかも見つかることもあります。いかくらに持って来て解体する。そうすればそこからですね、友達に電話して何時ごろでき上がってといけこんかということで本人は帰って、その友達が肉をもらいに来るといのが多々あります。

中面幸人委員

今、こういう事実を聞いて初めてわかるわけなんですけど、今までの流れの中でいろんな主張を答弁していらっしゃるんですが、所管課のほうもジビエ肉をしっかりと売ってこの運営費に充てたらという話もありますけれども、そういう中の事実をしっかりとした上で、今後ですよ、今後早く解決して、いかくらを早く運営せないかんで、こういうのを考えながら、先ほど運営上の経緯についても話しが委員のほうからもあって、会長のほうからもありましたから、それらも含めながら今後委員会として検討しなければならないと思うものですから、よろしくお願ひいたします。

岩崎健二委員長

時間も迫っておりますが、参考人に対する質疑はほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ参考人への質疑を終了してよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

以上で参考人への質疑を終結いたします。

ただいまの御意見等を参考に慎重に審査をしてみたいと思います。

参考人におかれましてはお忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございました。本委員会を代表してお礼を申し上げます。

また、さらに調査を進めてまいりますので、場合によっては再度お越しいただくこともあるかもしれませんので、そのときはひとつ御協力方をよろしくお願いいたします。

本日は誠に御疲れ様でした。

この際、暫時休憩いたします。

(休憩 14:14～14:25)

岩崎健二委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

参考人への質疑が終了いたしました。

ここで委員の皆さんから意見を伺います。

ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ今後の審査方法について御意見を伺います。

中面幸人委員

今、提出者といかくら本体のほうの参考人をお聞きしました。まだ、提出者のほうの調査の中に、所管のほうに聞かないとわからない部分もあったかと思しますので、次は所管を呼んでその辺について調査したいと思っておりますが、どうでしょうか。

岩崎健二委員長

今、中面委員より所管課を呼んで審査したいとのことではありますが、異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

山田勝委員

所管課もね、所管課ももちろんですよ。それから、任務を外れているけどな、議会事務局もスタート時期の課長やっで。なんでかって言ったら、いかくらに2万3千円支払いをしましたよという張本人やっで、本人からの意見を聞きたいんだよな。

岩崎健二委員長

休憩します。

(休憩 14:26～14:27)

岩崎健二委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

今後の審査の方法としましては、ただいま委員よりありましたとおり、所管課においていただいて審査を進めたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認め、そのように決しました。

なお、先ほど参考人に対して25年度、26年度の決算書の写しがほしいということでしたので、これについての出せる範囲のものを出していただくようお願いしたいと思います。また、さらに先ほど除名等の話もありましたので、これについての資料も合わせて提出していただけるものでしたらしていただこうと思っておりますが、これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

濱門明典委員

監査に署名をした監査員がいらっしゃいますので、それは監査がちゃんと署名して判こを打ってということだったので、今、そこにならぬ書類は全部新しいところにあると言わうから、そこにまたするとか、それはいる。

岩崎健二委員長

本日の参考人に対してお願いできる分についてはお願いをしたいと思っております。さらに、先ほどあったとおり、もし自分の手持ちになくてこれは出せないというんであれば、次の委員会でもた皆さんと協議をしていきたいと思っております。本日の会におきましては、本日の参考人に対してできる範囲の資料の請求をしたいということでもいいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

中面幸人委員

私が質問した中でですね、いかくらの施設の建設費、設備について明確にしてほしいという提出者からの調査でしたので、先ほど会長のほうから説明がありましたけれども、ちょっと書き取れなかったもので、もしあれば書類で出してほしいなと思っておりますが、年度ごとに。

[発言する者あり]

岩崎健二委員長

先ほど参考人より建物、設備等について、各年度ごとに支出された説明がありましたが、

これについては口頭ではちょっとわからないところがあったので、文書として出していただけのものがあつたら出していただきたいということで要求するというのでよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

それではただいま議題となっております陳情については、次回、所管をお呼びして審査を行うということで異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認め、そのように決しました。

○所管事務調査について

岩崎健二委員長

次に、所管事務調査について議題といたします。

先の委員会で本年度の所管事務調査については、集落営農等の農業振興策（有害鳥獣を含む）において、現在ここに基づいて審査をしているところです。

次に、市街地の活性化対策（青果市場跡地の利用を含む）及び道の駅等の活性化（新しい道の駅を含む）において、現在、道の駅阿久根の社長でいらっしゃる石川さんから市街地の活性化対策、道の駅の運営状況などのお話を聞く機会を設けたいとの意見があります。海を活用した観光行政と水産業の振興策において、漁協などの関係先の調査に向けて、所管課である水産林務課から話を伺うなどの意見があつたところですが、今後の調査方針については、これらの意見を踏まえ委員長に一任願いたいと思ひますが、異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。

ほかに委員の皆さんから何かありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ本日の産業厚生委員会は散会しますが、次回の委員会の日程等については委員長に一任願いたいと思ひますが、これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認め、よつてそのように決しました。

本日の委員会は散会いたします。

(散 会 14時33分)

産業厚生委員会委員長 岩 崎 健 二